

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	李 思漢
論文題目	中国・日本・台湾における伝統演劇の越境と受容 ——演劇史周縁からみた諸相——		
(論文内容の要旨)			
<p>本学位申請論文は、中国と日本、さらにこの両国と多分野にわたって密接に関わっている台湾へと射程を定め、伝統演劇が伝播する軌跡およびそれぞれの受容様相を上演とテキストの両方面から解明しようとするものである。特に、「中心」から「周縁」部へと演劇がどのように伝播し、変容していったかについて、演劇の越境という観点から考察することを試みている。まず、序章では、上記のような基本的な問題意識の提起、およびこれまでの先行研究の中で、詩文を代表とする伝統的な中国文学作品の「周縁」部における受容が注目されてきた一方で、演劇作品の受容についてはほとんど無視されてきたという問題点を指摘した。</p> <p>第一章「学問としての『桃花扇』——明治期における『桃花扇』受容の一側面」では、明清伝奇の代表作とされながら、演劇として舞台上で取りあげられることの少なかった『桃花扇』が、明治期になぜ知識人の関心を集めたかについて、近代日本における大学の講義で初めて中国の通俗文学をとりあげた森槐南の言説を中心に検討し、その原因を解明した。ここで明らかにされたのは次の二点である。第一は、森槐南の東京専門学校での『桃花扇』講義は、近代日本の『桃花扇』の評価に影響を与えただけでなく、従来あまり価値が認められてこなかった中国の通俗文学が、この講義により、日本の高等教育の正式科目に加えられたという意義を持つこと、第二は、槐南が明治二十年代に積極的に『桃花扇』を取りあげた背景には、おそらく教育制度の変革に伴う新しい知識層の誕生や、演劇を手段として政治的主張を発信した新たな舞台の出現など、当時の社会的様相が関係していることである。</p> <p>第二章「江戸期における崑劇『蝴蝶夢』の翻訳——江戸演劇史を視座として」では、『蝴蝶夢』の日本における受容の歴史を振り返り、これまで精査されてこなかった嵐翠子による和訳『蝴蝶夢』の内容と翻訳におけるその手法を分析した。和訳『胡蝶夢』に見られる原作とのさまざまな差異については、義太夫狂言の形式を用いた表現、場面の写実化、人物像の誇張、舞台設定の四点から詳しくこれを論じている。次いで、訳者自らが掲げた「異国演戯を当時の観客に提供する」という翻訳動機の背景をさらに追究し、和訳『蝴蝶夢』を同時期の歌舞伎作品と比較しつつ、異国物や悪女物が流行しつつあった文化・文政期における日本演劇史の中での同作の位置づけを試みた。</p> <p>第三章「大正期における『桃花扇』の翻訳と受容」では、日本の大正期において続々</p>			

と出版された『桃花扇』の翻訳作品のうち、とりわけ『近代劇大系』に収録されている山口剛による翻訳に焦点をあてている。山口の『桃花扇』訳は日本における『桃花扇』の初めての口語訳として注目されたばかりでなく、当時、その訳文の一部が『文芸時報』に掲載されたこと、セリフ部分がとくに文学批評家からも注目を浴びたことといった状況から、大正期の知識人が、新しい演劇は何をめざすべきかといった問題意識のもとに、当時第一線の文芸作品として、西欧演劇を取り扱う視点から『桃花扇』を受容した姿勢を読み取ろうとしている。さらに、その延長線上にある近代劇や新史劇の観点から『桃花扇』を論じた言説も考察し、大正期における『桃花扇』受容の特徴、特に明治期の視点との相違を詳らかにした。

第四章「日本統治下台湾における義太夫節浄瑠璃」では、義太夫節浄瑠璃を例として、従来の日本演劇史や台湾演劇史で看過されてきた植民地において宗主国の伝統芸能がどのように受容され、発展したのかについて考察した。大正二年（一九一三）、三代目竹本大隅太夫による台湾巡業の経緯を明らかにすると同時に、植民地台湾においては女義太夫と素人義太夫が特に大きな牽引役であり、彼らを中心に活動が盛んになっていった、という内地とは相当異なるその流行の特徴を明らかにした。

第五章「梅蘭芳と日本統治期の台湾劇壇——『台湾日日新報』を中心に」では、中国を代表する京劇俳優である梅蘭芳が台湾で人気を高めてゆく過程において、彼がいち早く日本における公演を成功させ、人気を博したことがその重要な契機となったことを手がかりに、植民地時代の台湾における文化形成の複雑性や重層性を解明している。

第六章「現代台湾における『桃花扇』の改作と上演」は、京劇とは異なり、戦後になってはじめて本格的に台湾に伝来した崑劇の発展の軌跡をたどり、この外来劇種がどのように台湾に根付いたか、その過程を考察するとともに、『桃花扇』を事例として、台湾における新作崑劇の創作意識や特徴を分析した。

そして終章では、演劇史上依然として大きな空白が残っている日本統治期台湾における日本人による演劇活動の全貌を整理・解明することが今後の大きな課題となることを指摘しつつ、この論文の結びとしている。

(論文審査の結果の要旨)

従来、中国演劇史の研究は、いうまでもなく上演に関する歴史的資料を基本的な材料とするため、そうした材料が多く残されている文化的「中心」、すなわち都市における商業演劇を研究の中心とし、「周縁」部は軽視されがちであった。しかも中国の古典演劇作品は、伝統的に文学作品としてテキスト面からの評価が重んじられ、演じられるものとしての演劇本来のすがたがしばしば看過されてきた。このような従来の視点を越えるべく、テキストの受容だけではなく、演劇としての上演をも視野に入れつつ、「周縁」を視座とし、「中央」の演劇史に記されていない演劇受容の諸相を明らかにしようとした点が、本学位申請論文の特色である。

本論文は『桃花扇』と「台湾」を主要なキーワードとしている。前半の三章は、主に日本における中国戯曲の受容に関する論考であり、江戸時代から大正時代にかけてのその過程を、具体的な作品をとりあげつつ考察している。こうした考察を通じて明らかにされた次の二つの点は、中国演劇の日本における受容史を考える上で大きな意味を持っている。すなわち、中国本土において、その文学作品としての高い評価とはうらはらに、舞台の上での演劇としては忘れられた存在であった『桃花扇』について、江戸後期にそのテキストが日本にもたらされたのち、明治、大正時代に大きく注目され、江戸、明治、大正という三つの時代における中国古典戯曲に対する認識を強く反映するかたちで多種多様な解釈が施されたこと、またその受容の背景には、近代日本の演劇観との密接な関係があったことを明らかにした、という二点である。

さらに、中国伝統演劇が江戸時代の日本演劇と直接の接点をもった数少ない例を取りあげた第二章も、大きく評価できる。ここで取りあげられるのは、これまでほとんど取りあげられてこなかった嵐翠子訳『蝴蝶夢』である。この作品は、さきの『桃花扇』と同様にその翻訳が大正期に出版されたことにより、世に知られることとなったが、実は江戸末期に翻訳されたもので、本論では義太夫狂言のスタイルを用いたその表現様式や舞台設定など、上演を強く意識したその特徴に注目して、同時期の歌舞伎作品と比較しつつ、異国物や悪女物が流行しつつあった文化・文政期の日本演劇史の中でこの作品を位置づけることに成功している。

後半の三章では、義太夫節、京劇、崑劇を取り上げ、中国と日本から強い影響を受けていた台湾におけるこうした芸能の受容について論じている。この三つの芸能は、台湾にとっては外からもたらされたものに他ならないが、地理的にも文化的にも中国本土、日本からは周縁に位置している台湾にあって、それらは独自

の発展をとげることとなった。その過程について、三代目竹本大隅太夫の台湾巡業とその後の義太夫節の流行、梅蘭芳と台湾劇壇、現代台湾における『桃花扇』の三つを具体的な例としてとりあげ、綿密な分析を加えている。

とりわけ、第四章で論じられている台湾における義太夫節浄瑠璃の流行は、これまでほとんど取りあげられることのなかった問題であり、日本の伝統芸能について該博な知識をもつ申請者ならではの視点が示されている。さらに日本と台湾における素人衆による芸能活動とその意識を比較した上で、移民社会であった台湾において宗主国の伝統芸能がどのように受容され、伝承されていったかを明らかにしている。

さらに第五章では、著名な京劇俳優であった梅蘭芳が台湾でも人気を博することとなった原因として、大正八年と大正十三年の二度にわたる梅蘭芳の訪日公演が、『台湾日日新報』で逐一詳細に報じられたことを挙げている。この時期の台湾における京劇の発展は様々な面から見て、上海からの影響が大きかったが、北京で活躍していた梅蘭芳については、むしろ日本を経由するかたちでその情報もたらされていた。このことを明らかにした点は、大きな意義を持っている。

舞台芸術としての演劇作品の「越境」は文化史的に極めて重要な問題をはらんでいる。中国や日本の伝統演劇において起こったこうした「越境」がどのように受け止められたのか、またそれにより当該の演劇作品に新たな変化が起こりうるのかといった、「越境」するものとして演劇をとらえようとする視点、そしてそれを当時の社会状況や他分野の文芸にも視野を広げて考察しようとする視点、こうした視点の重要性が、本論文においてさまざまな具体的事例の提起により明らかにされており、東アジア演劇史研究の発展に大きく寄与するものである。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年12月2日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、出版慣行上の支障が無くなるまでの間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。